

# 振り込め詐欺が 急増しています！



市の保険年金課や社会保険事務所の職員を名乗って「医療費の控除還付金があります。」と言った電話があり、「携帯電話とキャッシュカードを持って、ATM(現金自動預払機)に行ってください。今すぐ手続きしないと無効になります。」などと巧みにスパーなどのATMに誘い出だす手口が多発しています。

ATMにいったら電話をするように言われていたので電話をすると、還付金を「受け取る」手続きと誤認させて操作を指示し、実際には自分の口座からお金を「振り込み」させます。

この種の手口は急増しており、甲賀市内でも振り込んでお金をだまし取られる事件が発生しています。

市の保険年金課や社会保険事務所、その他の公共機関が税金や年金、医療費などを一般市民に還付するために、ATMの操作をさせることは絶対にありません。

また、ATMにはキャッシュカードを使って還付金など資金

を「受け取る」機能はありません。

ATMで還付金を受け取るように指示する電話がかかってきたら、まず、警察、市役所、家族、親戚、知人などに相談してください。

また、携帯電話をかけながらATMを操作している人を見かけたら、振り込め詐欺に遭っていないか注視してください。

平成20年6月21日に「振り込め詐欺救済法」が施行され、振り込んだ場合、振込先の口座に残っている資金を「被害回復分配金」として被害者に支払う取り扱いが始まりましたが、金額が返ってくるという保証はありません。

万が一、振り込んでしまった場合は、すぐに警察と金融機関に連絡してください。

## 問い合わせ

### 消費生活相談窓口

(生活環境課 生活交通担当)

月曜日～金曜日 9時～15時

☎65-0669-5

FAX 63-4582-2

## 浄化槽の「保守点検」「清掃」「法定検査」は必ず行いましょう

浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する施設ですので、微生物が活動しやすい状況を常に保つ必要があります。

保守点検は、機器類の点検・調整や消毒剤の補給などを行い、異常や故障などを早期に発見し、予防的な措置を講じることをいいます。清掃は、機能的に支障をきたさないよう、浄化槽内に蓄積されたスカムや汚泥を抜き取り、附属装置や機器類の洗浄や清掃を行います。

また、法定検査はこれらの維持管理が適正に実施されているかを確認するためのもので、県知事指定の検査機関で毎年1回受験(11条検査)することが浄化槽法で義務付けられています。

これらを怠ると、浄化槽の機能が弱くなり、汚水が処理されないまま排出されたり、浄化槽自体に負担をかけて故障の原因となったりします。定期的に必ず行いましょう。

### 問い合わせ

下水道管理課 普及啓発係

☎86-8398 FAX86-8032

(社)滋賀県生活環境事業協会

☎077-554-9271 FAX077-554-9293



## 犬・猫の飼い方は大丈夫？

### あなたのペットがご近所の迷惑に



犬や猫に関する苦情が多数寄せられています。「自分のペットは大丈夫」と思っている方も、もう一度飼い方のマナーを見直してみましよう。

犬を飼う方へ

#### ○放し飼いはしないで

人にかみついたり、事故に巻き込まれたりして危険です。散歩の時も必ずリード等をつけるようにしましょう。

#### ○ふんの後始末はきちんと

公共の場所や他人の土地・建物を汚さないよう散歩時にはビニール袋等を携帯し、

ふんは持ち帰って処分しましょう。

#### ○鳴き声対策を

無駄ほえやとびつきは、しつけをすることである程度なくせます。散歩を毎日するなど犬がストレスを溜めないようにしましょう。

#### ○不妊・去勢手術を

子犬が生まれても飼えない方は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

#### 猫を飼う方へ

#### ○野良猫に餌を与えないで

軽い気持ちで野良猫に餌を

#### ○排便のしつけをしっかりと

猫のトイレで最も多いのが、他人の敷地で糞尿をすることです。子猫のときから自宅内の決まった場所ですら排泄させるようしつけをしましょう。

#### ○不妊・去勢手術を

子猫が生まれても飼えないのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

## 問い合わせ

生活環境課 環境政策担当

☎65-0669-1

FAX 63-4582-2